



大地申第3号「**職業業務委託について**」に関する申し入れ団体交渉開催！その1

9月7日、地本一支社で大地申3号「職業業務委託について」として、以下の7項目を申し入れ団体交渉を行いました。

1. 大宮駅の新幹線北乗換出改札及び北改札を委託する根拠と目的を明確にし、社員周知を行うこと。

回答：「当社を取り巻く環境の変化」「駅の要員事情」「駅業務を担う人材の育成」を踏まえ、グループ会社と一体となった効率的な駅業務体制を構築していく考えである。なお、社員への周知は行ったところであり、今後も施策の検討段階から前広に社員に情報を開示し、必要な改善を加えるなどの対応を行うことで、より良い施策にしていく考えである。

《交渉議事抜粋》

組：施策の内容をばらつきが無いように周知を行い、職場で不安が発生しないようにすべき。

会：我々としてやるべきことをしていく。必要なことは行う。

組：JESSの見習いが内勤に伝わっていない。また、労働組合にも伝え、議論していくべき。

会：主張は受け止めるが、必要な情報は伝えている。

組：駅で指導はするが、指示行為の何が良くて何がダメなのかがはっきりしていない。

支社の指導が必要だ。

会：業務指示などについては、本務者経由で行う等して不安の無いよう周知していく。

※社員周知を十分に行い、不安を与えないようにすることを確認！
JESS 社員の見習いの周知等が不十分である点を指摘し、改善を求める！
勉強会で大宮駅の全社員に伝えることを確認！

2. 委託先会社との連携に関する課題の克服と偽装請負防止の観点から、JR 本体と委託会社の業務区分を明確にしたフローを作成し、関係社員全員に周知をすること。

回答：今施策に伴う業務内業の変更点などについては、駅及び駅業務受託会社と調整し、決定することとなる。なお、関係社員に必要な説明を行う考えである。

《交渉議事抜粋》

組：偽装請負防止について、(車いす対応などの)フローを作成するのか？

会：仕切りの問題であり、フローが無いと動けない訳ではない。問題は発生していない。

組：偽装請負防止の観点から周知すべき。車椅子について、JESS で受けたものは内勤で行うとの回答だが、そのフローがない。このルールが偽装請負ではないのか？

会：情報提供であり問題ない。

組：JESS 社員が車いす対応を行っている事象も見受けられ、気がかりだ。

会：具体的にわからないので回答できないが、内勤を通じて対応することがルール。

組：職場の声を上げていくが、見直す可能性も回答頂いた。必要なら是正を行うか？

会：法令に触れてはならない。その場合は是正する。

※業務区分や「仕切り」を社員にしっかりと周知することを確認！
車いす等の取扱いについて、必要であれば職場の声を元に見直すことを確認！